

新潟市下水道水洗化工事施工指針

平成 1 1 年 2 月 1 2 日

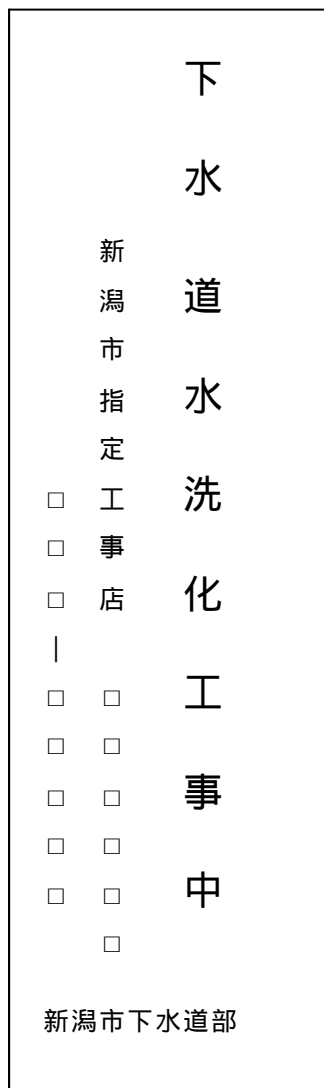
下水道部長決裁

新潟市指定排水設備工事店は下水道水洗化工事の施工に際し、新潟市指定排水設備工事店規則（平成 1 0 年新潟市規則第 1 号）第 6 条第 2 項の規定による外、下記の事項を遵守しなければならない。

記

- 1 工事施工現場には、水洗化促進の P R と水洗化工事の責任を明確にするため、新潟市が配布する「下水道水洗化工事中」の旗（別図）を見やすい所に設置すること。
- 2 工事施工中は、道路等に作業用車輛・資材等を放置しないこと。
- 3 工事施工は、近隣の迷惑にならないよう、振動・騒音の発生が出来るかぎり少ない工法をとること。
- 4 工事施工中、障害物等のため計画通りに施工できない場合は、施主及び市の担当技師と協議の上、施工すること。
- 5 掘削に際しては、土質その他の状況に応じ危険防止のため、土留工を施すこと。

別図（第 1 項関係）



サイズ：縦 150㌢ × 横 45㌢
ポール（3メートル）付き